

平成25年度中国地方知事会第1回知事会議 議事録

- 日時：平成25年5月30日（木）12：50～15：10
- 場所：皆生つるや「折鶴」（鳥取県米子市皆生温泉2-5-1）
- 出席者：会長 平井伸治鳥取県知事
溝口島根県知事、伊原木岡山県知事、湯崎広島県知事、山本山口県知事
事務局長：田中鳥取県未来づくり推進局長 他

■議 事：

- ① 平成24年度事業報告及び歳入歳出（案）並びに平成25年度歳入歳出予算（案）
- ② 平成26年度国の施策に関する提案書の編成

■報告事項：

- ① 平成25年度国の施策に関する提案に係る国の措置状況（平成25年度予算）
- ② 中国地方中山間地域振興協議会事業報告
- ③ 中国地方知事会広域連携検討会取組状況報告
- ④ 中国地方知事会広域連合検討会検討状況報告

■意見交換：

- ① 真の地方分権改革の推進について
- ② 地方税財源の充実について
- ③ 日本再生に向けた地域経済活性化のための基盤整備について
- ④ 地域農林水産業の振興について
- ⑤ 住民の平穏な生活を乱す米軍機の飛行訓練への対策について
- ⑥ 微小粒子状物質（PM2.5）による大気汚染への対応について
- ⑦ スギ花粉症対策について

■その他

【開 会】

【司会・田中局長】 それでは、大変お待たせいたしました。只今から平成25年度の中国地方の第1回の知事会議を開催させていただきたいと思っております。私は、この会議の進行を務めさせていただきます鳥取県の未来づくり推進局長田中と申します。それでは、開会にあたりまして会長でもございます鳥取県の平井知事からご挨拶をお願いします。

【平井会長】 皆さま、こんにちは。

【一同】 こんにちは。

【平井会長】 本日は、遠路ここ鳥取県米子市にお越しをいただきまして誠にありがとうございます

ました。溝口知事それから湯崎知事、それから山本知事、また伊原木知事には大変に遠路ではご
ざいましたけれども、皆生を少々味わっていただけたかなと思います。不思議なもので皆さまが
来られますとずいぶん晴れてまいりまして、先程は大山も頂上が姿を見せておりました。ぜひそ
ういう晴れやかなこれからの中国地方の見通しがつけばいいなと思った次第であります。

いろんな課題があろうかと思えます。例えば、拉致被害者の問題のように今日もいろんなニュー
ースが駆け巡って我々としても困惑をしているし、昨日も古屋大臣に解決のお願いに上がった
したところでもありますけども、こういう外交だとか、防衛だとか、そういう国を挙げての交渉事
や筋道を立てていくこと、これは国がやるべきことだと思えます。

ただ、生活のごくごく身の回りのこと、私たちの暮らし向きについて安心して安全に暮らせる、
そしていつも喜びをもって子どもたち、お年寄り、障がい者も含めて暮らしていける、働く場所
がある、そういう身近なところは結構現場で解決していかなければならないわけでありませ
う。今日ここに集まった中国5県というのは、1つ同じ船に乗ったような仲間同士でございます。地理
的にはびっしり背中を合わせてくっついているわけでごさいます、我々が県境というものある
意味壊していくくらい共同連携をしながら未来を拓いていくことが大切だと思えます。

あたかも道州制の議論が高まってまいりました。これについては、知事会でも議論をされてお
りながら、いろんなご意見が錯綜していることは事実だろうと思えます。昨日、全国知事会のそ
の委員会の方に湯崎知事もいらっしゃいましたけれども、私も出させてもらいましたが、賛成派
だとか、反対派だとか、ステレオタイプにいろいろと言う向きはありますけれども、分権を推進
する、この一念ではみんな一致しているというのが知事会の中心かなと思えました。

そういう意味で、建設的に広域連携を進めながら、こうした議論や今後の方向性に備えていく、
これも大切なことだと思えます。広域連合を去年のちょうど6月1日、前の石井会長の下でみん
なで話し合っつくることに向けた議論をしようということにしたわけでありませう、その後、
政権交代もありました。ただ、我々5人は結束をしてヘリコプター、ドクターヘリを共同運航し
ようということを始めました。これは、関西には例はありますけども、全国的にもお互いにカバ
ーし合いながらやるというのはございませう。そういう意味で、パイオニアを私たちが拓きつつ
あるというふうに思えます。こういうような連携の実が上がるような今後の仕組みづくりとい
うのも議論すべき課題なのかなと思えます。

政権交代がなされましたけれども、地方分権の議論は場所を変えて進んでいます。私たちの方
も積極的にその方向性を引き出していかなければならないのだというふうにごさいます。

今日は、税財源のことであるとか、分権のことであるとか、あるいは花粉症の問題やPM2.5
を初めとしていろんな課題、そして国土軸をしっかりしてインフラストラクチャーをつくって
いこう等々の議論があろうかと思えます。ぜひ忌憚のないご意見を賜わりまして、実りの多い知事
会になりますよう心からお祈りを申し上げ、ご協力をお願い申し上げます。本日は、
本当にありがとうございました。

【司会・田中局長】 ありがとうございました。それでは、ここからの議事につきましては平井
会長に進行をお願いいたします。よろしくごさいます。

【平井会長】 はい。それでは、早速議事に入らせていただきたいと思います。本日お手元に次第をお配りいたしておりますが、それに従いまして進めさせていただきたいと思います。3番の議事でございますが、1つ目として平成24年度の事業報告、歳入歳出決算並びに平成25年度歳入歳出予算がございます。この件につきまして事務局から説明をお願いします。

【田中局長】 はい。それでは、お手元資料の1をご覧くださいと思います。時間の関係もでございます。この資料につきましては事務局の方で審議もし、それぞれ事務的な了解もいたしておりますので、詳細については説明を省略させていただきます。もし何かございましたら、ご意見をいただきたいと思います。

【平井会長】 以上でございますが、この件については、多分皆さまそれぞれにご覧いただいている資料かなと思います。特にご異議がないようでしたら、採用を決させていただきたいと。いかがでございましょうか。

【一同】 異議なし。

【平井会長】 ありがとうございます。それでは、2点目に入ります。平成26年度国の施策に関する提案書の編成でございます。資料の2番がそれになろうかと思いますが、事務局からご説明をお願いします。

【田中局長】 はい。それでは、資料の2の方をご覧くださいと思います。1枚ものですが、中国地方知事会の平成26年度国の施策に関する提案書の編成案というかたちでお示しをしております。基本方針はそこがございますような内容でして、2の提案内容ということで、国の予算編成に対して中国地方知事会として特別な配慮を求める必要がある事項ということで、そこに(1)、(2)ということで掲げておりますものについて、今後、提案をしてみたいと思っております。その項目でございますけれども、ちょっと裏面をご覧くださいと思います。

裏面に項目の一覧案というかたちで掲げさせていただいております。右側の方が、今年度要望を実施する来年度に向けた提案書の項目ということでございます。ここにも、1番上にございますように大規模災害に備えた防災減災対策以下19の項目について国の施策に対しての提案をしてみたいかかと考えております。それから、またちょっと表に戻っていただきまして、一番下3のスケジュールでございます。今日の知事会議でこの方針についてご決定をいただきまして事務的な調整を行い、各県の知事さんの了解を7月上旬目途にいただき、提案活動を7月の下旬から8月上旬に実施したいと考えております。以上でございます。

【平井会長】 その項目、編成方針につきまして説明がございましたが、皆さまの方でご質問とかご意見、いかがでございましょうか。

【一同】 異議なし。

【平井会長】 それでは、これにつきましても原案どおりとさせていただきたいと思います。それでは、議事は終了いたしました。この後、報告事項それから意見交換に進めさせていただきます。まず、報告でございますけれども、1つ目、平成25年度国の施策に関する提案に係る国の措置状況でございます。これについては、中身は過去の状況でございます。事務方の方からも皆さまの方でお聞き及びかと思っております。説明は特段省略をしたいと思っておりますが、ご意見とかご質問とかございますでしょうか。

【一同】 異議なし。

【平井会長】 これについても、採用させていただきます。それでは次でございますけれども、2点目の報告事項、中国地方の中山間地域振興協議会、この事業報告でございます。これについては、溝口知事も島根県の方で大変お世話をいただきながら5県で共同して研究を進めているところでございます。この点につきましては、ご担当の中山間地域振興協議会の事務局の方からご説明をいただきたいと思っておりますが、本日は、今岡さんがお越しですね。今岡さんの方から、よろしく願いいたします。

【今岡島根県しまね暮らし推進課長】 失礼いたします。ご紹介いただきました島根県しまね暮らし推進課の今岡と申します。私の方からは、中国地方中山間地域振興協議会の事業についてご報告をさせていただきます。お手元の資料番号4をお願いいたします。この協議会では中国地方における中山間地域対策について島根県の中山間地域研究センター、これを共同研究機関と位置付けまして、中国5県の担当課が一緒になって共同研究それから共同事業を行っております。研究にあたりましては、これまで全ての県から研究員を派遣いただいております。今年度においては鳥取県さんそれから山口県さんから研究員を派遣いただいております。それでは、まず1ページをお願いいたします。共同研究でございますけれども、研究の概要につきましては後程、中山間センターの方からご説明をさせていただきますが、現在、人口減少あるいは高齢化等さまざまな分野において単独の集落では事業が成り立たなくなってきてございます。こうした現状を踏まえまして、平成24年度から3ヶ年の計画で地元の暮らしを支える複合的な事業連携、組織化の仕組みづくりというものをテーマといたしまして研究を行ってきております。初年度となります24年度につきましては地域運営を担う組織や地域の現状を把握するということからアンケート調査を行っております。このアンケート調査の分析に基づきまして、各県モデル地区を1つずつ選定してございます。平成25年度につきましては、実践的な取組みに向けて準備を行ってまいっております。

それでは、資料の3ページの方をお願いいたします。25年度についてでございますけれども、選定いたしましたモデル地区におきまして、具体的な取組み、記載しておりますような取組みを

行いまして、その事例を検証しながら最終年度となります平成 26 年度に実現の手法ですとか、あるいは条件整備などについて取りまとめるということにしております。それから、昨年度行いましたアンケート、これらの詳細の分析なども行って地域づくりあるいは行政施策の基礎資料として活用してまいりたいと考えてございます。次に、共同事業でございます。2 ページに戻っていただきたいと思いますが、共同事業としては、中国地方の地域づくりの取組みを幅広く支援していくという観点から専門家ですとか、あるいは実践者などの取組みを各県が情報を持ち寄って共有したりですとか、あるいは各県の地域づくりの取組みを集約してデータベースを構築しております。

また、地域づくりに頑張る大学生などのネットワーク化、これを図りたいということから中国 5 県の中山間地域学生フォーラムを開催しております。平成 25 年度、今年度におきましても引き続きこうした取組みを継続してまいりたいと考えてございます。なお、当協議会でございますが、4 ページの収支決算、予算でございますように、各県 90 万円ずつご負担をいただいて運営をしております。それでは、次に共同研究の概要につきまして中山間地域研究センターの方から説明をいたします。

【藤山島根県中山間地域研究センター研究統括監】 中山間地域研究センターの藤山でございます。お手元の方にカラーで成果概要という冊子がお配りしてあります。上の方にピンクのタグがついておりますので、その要点をご説明したいと思っております。まずは 1 番目のタグでございますが、研究の目的といたしましては人口減が続く中、個々バラバラの縦割りの事業運営ではなかなか生産や産業の基盤が揺らいでいる、こういう状況でございます。そこで分野、部門、組織を横断した合わせ技の事業運営の手法を開発しようと、こういうことに乗り出しています。右側の方には、3 年間にわたる研究のフローがありまして、そして既に 5 つの、各県 1 つずつですが、モデル地区が決まり研究が始動しております。それでは、はぐっていただいて 2 番目のタグでございますが、この度は、未だかつてないことですが、集落を越えた基礎的な地域運営の姿というのを明らかにしてまいります。その地域運営はどうなっているかということが浮かび上がっております。その平均規模あるいは高齢化の状況だけではなくて行政からの支援とか、あるいはこういった職員が配置されているのか、どんな成果と課題があるのかというのがつぶさに明らかになっており、今後、県や市町村あるいは国での基礎的な政策資料として活用されるものと思っております。

それでは、中ほどに進んでいただきまして 3 番目のタグでございます。こちらの方を見ていただきますと、ページでは 9 ページになりますけれども、組織運営のさまざまな成果と課題というのが明らかになっております。そして、右側のタグ番号 4、10 ページでございますが、地域内の各分野の組織や拠点がどのぐらい残っているのかといったことも明らかになっております。ガソリンスタンドで見られますように、どんどんですね、今、各分野の拠点がそれぞれ別個の運営では消えつつあります。こういうものに対してより複合的なものが求められる結果となっております。そして 1 枚はぐっていただきまして、タグ番号 5、ページ数は 11 になりますが、こういう中で実際には複合的な事業や組織というのが展開されている事例はまだまだ多くありません。そのいろんな困難の理由も明らかになっております。そして、タグ番号 6、12 ページ以降にありますよ

うに、いろんな各地域では展開事例が出始めていますが、こういったものを共有してさらに高度化させるような取組みが今、求められております。

こういったアンケートの分析のまとめをタグ番号7、14 ページにまとめてありますが、まだまだ地域運営組織というのは立ち上がって間もないものが多く、過渡的な時期にあります。これに向けてこれからの待ったなしの成長を支えるような仕組みのためには、この研究テーマである分野や部門を横断した複合化というのがまさに求められる結果となっております。こういったものに向けて、タグ番号8、15 ページからは各県でモデル地区がバランスよく選定され、この準備が始まり今年度からの本格的な共同の実践研究が始まる、こういった運びとなっております。さて、最後22 ページ、タグ番号9でございますが、今後の研究展開といたしましては、アンケートから明らかになった研究課題、人材の問題、活動の問題、資金の問題、こういったものに対応しましてより深化を図っていくような、こういったまさに現場でのモデルづくりというのに取組みたいというふうに考えております。研究の今の展開状況の概要は以上です。

【平井会長】 はい、ありがとうございます。藤山さんの方からもご説明をいただきました。それでは、今の点につきましてご質問ですとか、ご意見とかいかがでございましょうか。溝口知事。

【溝口知事】 先程、島根県の方から説明をさせていただきましたが、中山間地域を考える問題は、中国5県共通の課題でございまして、島根県の中山間地域研究センターがこの中国地方の1つの核となりまして、各県の中山間地域対策担当課と連携して共同しながら研究等を行っているところであります。この研究に際しましては、各県から研究員を派遣いただいております。今後とも一緒になりまして研究を進めて、そうした成果を各県の施策に反映するようにしていきたいと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

【平井会長】 今、お話がございましたように、非常に他の地域にないこの5県共同の取組で、溝口知事のリーダーシップで素晴らしい今回アンケート調査もしていただき、態勢が進んでおります。鳥取県でも研究員を派遣させていただいておりますし、また、実際にその調査に絡まってその対象になった地域等で結構またこの存在が元気になるということもございます。いろいろと波及効果もあると思いますので、またこれからも協力してやっていく必要があるかなと思います。その他いかがでございましょうか。

それでは、また引き続きこの中山間地域の振興研究につきまして協議会それから研究者の皆さまと一緒に進めていくことで確認をさせていただきたいと思っております。どうもありがとうございました。

次に報告事項の3点目でありまして、中国地方知事会広域連携検討会の取組状況報告について事務局からご説明を申し上げます。

【田中局長】 はい、それでは右肩資料の5というものをご覧いただきたいと思っております。広域連

携検討会の24年度の取組状況という表題をつけています。そこにNo.1～3というものがこの24年度に取り組んでまいったものでございますので、その概要についてご説明を申し上げます。

めくっていただきまして、1ページ、2ページをご覧くださいと思います。中国ブロック内の事務、施設の共同化ということで、これは広島県さまに主な担当になって取り組んでいただいております。そこにずっと番号を付けて書いておりますけども、これ24年度、主には農業分野というかたちでその一番上、鳥取農業大学校と広島農業技術大学校との連携会議といったものを持ちながら、農家をそれぞれ鳥取と広島で相互に受け入れるといった取組で、それぞれ2名ずつを受け入れようということとか、カリキュラムや外部評価の制度の情報交換というようなこともやってまいりました。

その実態としまして、その3のところでございますけれども、鳥取と広島でその農家の派遣研修の相互受入ということでこの7月～9月、そこにございますように広島の方から鳥取に果樹、野菜ということで2名、それから鳥取から広島の方に3名の農家研修というかたちで相互の受入れを行ったというところでございます。

それから5番のところでございます。この連携検討会の流れでございまして、これまで鳥取、広島両県でそこにございますような相互連携規程というものを締結してやっておりましたけども、さらにそこに3県もご参加をいただきまして5県の参加というかたちで今後進めてまいるということになっております。それから6のところ、財団法人中国四国酪農大学校への具体的な支援といったかたちで広島県さん中心に講師の派遣等も含めて取組も進めているといったところでございます。

右の2ページの下の方でございますけれども、今後の取組方針、25年度以降ということでそこに掲げてございますような、1、2といったような取組で、特に1の方はこの連携検討会でさらにその会議を開催しているところでございますし、2の方で広島県が主催する行事へ他県の参加をさらに進めていくといったかたちでやってまいろうと考えておるところでございます。

それから、続きまして、めくっていただきまして2つ目でございます。中山間地域等の地域医療の確保対策の検討ということで、これは島根県さま、広島県さまが中心にご担当いただいているというところでございます。2のところの検討内容ということで、特に大きな成果というところで(1)でございます。ドクターヘリ運航に係るこの広域連携ということで昨年度1月23日に5県で、ドクターヘリの広域連携に係る基本協定を締結いたしました。その後、随時準備が整ってきておりまして、今年度に入ってからでございますが、広島県のドクターヘリが島根県の方に5月1日から、そして島根県のドクターヘリが鳥取県の方にこの5月27日から運航開始をするということに至っておるところでございます。

(2)、(3)、(4)というところでそれぞれ県境を越えた医療連携の体制の構築であるとか、大規模災害時における被災地への医療支援といったようなことを、取組について検討なり協議なりを進めているというところでございます。今後の取組方針としましては、引き続き、広島県、島根県が共同で事務局になっていただきまして、医師確保対策、ドクターヘリの運航、今はドクターヘリもそれぞれ出していただくところが費用負担をいただいておりますが、その辺も運航状況も見ながら今後見直していくといったことが、協定の内容にもなっておりますので、そ

の辺についてしっかり取り組んでまいりたいと思っております。

それから、続きまして4ページでございます。海外からの観光客の誘致に係る共同キャンペーンの実施ということで、中国5県で昨年度は台湾に向けた取組をしております。周遊のモデルコースといったようなものも作りながら、まず1に知名度の向上ということで台湾国際旅行博に共同で観光のPRブースを設置するといったようなかたちで実施をしておりますし、もう1点2の方で、商品造成の働きかけということで、こういう旅行博とか、あるいはビジネスフォーラムといったようなタイミングで、台湾で現地の情報説明会、商談会といったようなものを開催いたしております。なお、今後の取組み方針、25年度以降でございますが、今、こうした観光客は、非常にASEAN諸国からが増えております。ということもございまして、今年度は、東南アジア方面へのプロモーションを強めていこうということで、5県での周遊モデルコースであるとか、タイの国際旅行フェアへの共同ブースの出展等々取り組んでまいりたいと考えています。そうしますと取組の状況については以上でございます。

【平井会長】 続けて話してください。

【田中局長】 はい、分かりました。では、続きまして、5ページをご覧いただきたいと思えます。これは新たに連携をしてみようということで取組をしてはどうかということでございます。その5ページの上の表の4と5でございます。まず4でございますが、広島県さんからのご提案がございまして、災害時の公衆衛生活動チームの創設及び派遣調整ということでございます。その下に表の項目名、それから取組内容ということで少し簡単にでございます、書かしていただいております。広島県さんの方はすでに医師、看護師、保健師等医療関係者等中心にして、災害時の公衆衛生チームというものを設置しておられます。その詳細につきましては隣の6ページそれから7ページということで、災害が発生して、DMATが一旦出たそこから後、公衆衛生チームが見つないで運用していくというイメージかなと思えますが、そういうものにつきまして各県においても同様のチームの創設を行うとともに、総合連携で派遣する枠組みを構築してはどうかという提案でございます。

それからもう1点、5でございます。地域産業振興のための共同取組の検討実施ということで、鳥取県の方から提案をさせていただいております。これにつきましては非常に厳しい現在の経済雇用情勢も踏まえまして、5県で共同でさらに官民の連携も含めまして効果的な取組ということで、そこで例で5点ほど記載させていただいておりますけれども、例えば一番上、圏域外の企業とのビジネスマッチングであるとか商談会、あるいは農商工連携に係るビジネスマッチングや商談会、こういったようなものを5県が相互の持つ資源を共同利用して取り組んでいっては、あるいは共同で商談会等開催して取り組んでいってはどうかということで、より強靱な取組をしていけるかなということで提案をさせていただいたものでございます。以上でございます。

【平井会長】 以上3つの既存のものとそれから2つの今後の新規テーマという欄につきまして報告がございました。このあとの広域連合の検討会に若干関わるところではありますけれども、

中身の1つの広域連携の例としてご議論をいただければありがたいのではないかと思います。どうぞ、伊原木知事。

【伊原木知事】 伊原木でございます。広域連携を進めていきたいという立場から、一言お話をさせていただきたいと思っております。実は先日、倉敷の水島で三菱自動車さんと日産自動車さんの共同開発の軽自動車の発表会がありました。日産自動車さんは、財務能力からすれば、軽自動車の独自のラインを持つことは十分可能なわけでありますけれども、余剰の設備をお持ちの三菱自動車さんの設備を使って、設計から一緒に共同で車を作っていく、それでそれぞれのデザインを施して売っていく。民間はここまでやっているわけであります。ぜひ我々もそれを見習って、各県がとりあえず一施設ずつ持つ、私の言うワンセット主義を脱して、限られた資源を有効に活用していきたいとこのように考えております。それで、いきなり小さい話なんですけれども、本日取り組む項目に入っております中に、中国四国酪農大学のお話がございました。ここから車で30分程度の蒜山高原にあるわけなんですけれども、ここについても、せっかく中四国で1つの学校ですので、しっかり連携をしていきたい、あるものはしっかり活かしていきたいと思っております。これは1つの例なんですけれども、ぜひ、できるだけそれぞれ今持っているものをいかに活用するかということで考えていきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

【平井会長】 はい、ありがとうございます。ぜひ、どうぞ、山本知事。

【山本知事】 広域連携の第3連携で海外からの観光客誘致に係る共同キャンペーンのご紹介があったんですが、ASEANの諸国が非常に興味を持っていただいているということでしたので、台湾と同じようにASEANについても、同じようなアクションを起こすというようなご計画を事務局の方でも進めていただいているのでしょうか。どういうふうになっているのでしょうか。

【田中局長】 はい。では少し簡単に紹介をさせていただきます。今、ASEANからは、韓国、台湾に続いて多くの観光客がおいででございます。この3月のデータがそういうデータでございました。特にタイ中心に非常に伸びているといった状況がございまして、先程少し取組の方針のところでも簡単にはございますが記載しております、5県の周遊を、広く回れるモデルコースというものを示しながらタイの国際旅行フェアへの共同での5県共同でのブース出店というかたちで進めていこうと、そこにございます平成26年2月に実施ができたらと思っておりますし、併せて当然観光情報の説明会であるとか、商談会であるとか、そういうものも実施してまいりたいということで準備を進めようとしているところであります。

【平井会長】 山本知事がおっしゃるように、やっぱり東南アジアはこれからのターゲットだと思います。今まで韓国や中国、台湾といったところが入って来ていますが、急速に今伸びてきております。これをいかに中国地方に引き込むかだと思いますので、今説明がありましたことであるとか、さらに5県でも調整をさせていただいて効果的な観光PRなり、プロモーションも検討

させていただければと思います。その他はいいですかね。それでは原案のとおりでございますが、工程につきまして引き続き共同して取り組んでいくということとさせていただきたいと思います。それではこれと密接に関連しますが、広域連合検討会の検討報告が挙がってまいりましたので、事務局から説明をしてください。

【田中局長】 はい、それでは資料の6の方をご覧くださいと思います。広域連合検討会の検討状況報告というところがございます。資料をめくっていただきまして、左の方に目次を掲げております。大きくⅠでこれまでの経緯、それからⅡで持ち寄り事務に係る検討、Ⅲで組織に係る検討ということで整理をさせていただいております。

まず1ページをご覧くださいと思います。これまでの経緯ということで、この24年6月の中国知事会の知事同士の議論で以下の枠に囲ったような合意に至ったものでございます。基本方針としまして平成26年度中の事務移譲を受けるために、今後の法案を含む国の政策の内容を見極めつつ、特定広域連合の設立に向けた準備を進めるといったようなかたちでそれぞれこの検討会で事務的な議論を重ねてまいりました。下の枠の下の方でございます。各県議会への説明であるとか、それから国への意思表示ということで国に対してもそういう意思表示を8月に行っておりまして、喫緊にはこの4月アクション・プラン推進委員会での意思表示ということで、昨年度、24年11月の13日に政府のアクション・プラン推進委員会に平井知事が出席をいたしまして、意見を述べたところでございますが、この会議で国はその法案を示しましたが、その後11月15日に閣議決定までまいりましたが、その後解散総選挙といったような状況になっているところでございます。

めくっていただきまして、2ページでございます。5のところに昨年度第2回の中国知事会議での合意ということで枠囲みをしております。3つほど挙げております。特に1でございます。今後国の動向を注視しながら、引き続き国出先機関の事務権限の移譲を受ける準備を加速するという合意をしておりますが、その後政権につきましては6の現状でございます。民主党政権時にその法案について閣議決定もされましたが、法案が未提出のままといったような状態になっております。新政権におかれましては、地方分権改革推進本部を設置され、その下に有識者会議を設置されて地方分権改革の議論は進めておられますが、当面は国出先機関の事務権限の移譲に関する検討につきましては、その国の動きを注視してまいりたいと思います。

続きまして、3ページ以下、持ち寄り事務に係る検討ということで大きく2つ、広域防災とそれから5ページに、広域医療のドクターヘリの運航調整というかたちで、それぞれ検討状況を枠囲みで書いております。それぞれの分野で一番最後のところを申し上げます。4ページの(2)で現状と今後の対応ということで、これにつきましても、後段でございます。協定も締結しておりまして、それを基本としながらいっそう強化をしてみたいと思っておりますし、それから5ページ、6ページ、ドクターヘリの関係につきましても、この1月に締結した協定を基本としながら、今後さらに強化をしてみたいと思っております。

6ページの一番下、3、連携事業の拡充でございますけれども、これにつきましては引き続き新規の連携事務等をしっかり取り組みながら、スケールメリットを活かした広域連携について検

討を進めてまいりたいと思います。7ページにつきましては、またご覧いただきたいと思います。以上でございます。

【平井会長】 以上、広域連合の検討会の方からご説明ございましたが、これにつきましては各県からいろいろご意見を出していただきまして、ようやくこの報告に至りました。皆さまに感謝を申し上げたいというふうに思います。

今も話がありましたように、この1年でだいぶこう状況が変わって来ているわけですが、片方ではドクターヘリのように先進的な広域連携が中国5県でも成立をし、これが動き始めています。先程伊原木知事がおっしゃったようなワンセットすべて県で、単県で揃えるんじゃないくて連携していこうっていうのは時代の要請だと思いますので、これはぜひ進めるべき話だろうと思います。ただ、他方で広域連合という組織を設立する前提として、溝口知事も以前から石井会長時代からおっしゃっていますが、特定広域連合というのはある程度見ながら、この検討について進めるべきというようなお話もやったわけでありまして。若干前提が変わりつつあるということでもあります。どのような方向性で、これからこの中間報告と言いますか、検討状況報告を受けて、我々5県で連携の実を上げていくかということではないかと思われまして。どんなことでも結構でございます、ご自由にご意見をいただければと思います。どうぞ溝口知事。

【溝口知事】 国のこの出先機関の事務・権限をどうするかという問題につきましては、ご紹介がありましたけれども、政権交代後4月に地方分権有識者会議が設置をされて、そこで議論が開始されておりますけれども、まだどういう方向にいくのかよく分からない状況でありますので、そこら辺はそうした動きをよく注視しながら対応していく必要があるというふうに思いますが、ドクターヘリに見られますように、国の動きと関係なく、我々5県で協議をして合意のあるものについてはどんどん進めていくということを並行してやっていくべきだというふうに思います。先程の広域の公衆衛生チームの派遣でありますとか、それも島根県、私どもの県でも県内でどうするかということも検討が始まっていますし、各県でもそうでしょうから、そういう上に立ちましてこの5県で共同する、あるいは複数県で共同する、現実的に考えていったらいいんじゃないかというふうに思います。

また、産業の振興についての共同連携でありますとか、あるいは観光などはすでにやっておりますけれども、そういうものを積み重ねていくという方向で、ツートラックでやっていったらいいんじゃないかなというふうに思います。

【平井会長】 溝口知事の方から、まず皮切りに非常に貴重な方向性の話があったと思います。広域連合の検討をするにあたって、国の方の地方分権の議論を見ないといけないということですから、そこを横睨みしながら検討は検討で徐々に行っていく。ただ、片方で広域連携の実を上げるというのは、これは5県にとってメリットがあって、これはこれでしっかりと進めるというツートラックというお話をされたわけでありまして。では、湯崎知事。

【湯崎知事】 私も基本的に溝口知事のご意見のとおりだと思っております。国の地方分権の進め方ということについては、まだ方向性もよく見えないところもありますので、しっかり注視をしていかなければなりませんけれども、他方でサブスタンスですね、中身のことはこれまで広域連合検討会でも持ちより事務であり、あるいは広域連携検討会の方でもさまざま検討を進めているところでありますので、これはぜひ続けてしっかりと検討していくべきではないかなというふうに思っております。報告書の方でも、この連携の確立というところでそういった主旨が入るのかなと思っておりますけれども、これを進めるにあたりましては、広域連携検討会等で検討を進めるということになっておりますけれども、さらに加速をしていくためにはこの機能強化というか、この体制の強化と言いますかね、体制という言葉はちょっと語弊があるかもしれませんが、やり方については少し強化を図りながら加速をしていってもいいじゃないかなというふうに私は思います。

【平井会長】 ありがとうございます。ツートラックでやっていくという方向性にご賛同のご意見でございましたが、サブスタンス中身をしっかりとやっていくためには5県連携の体制づくりということを従来以上に踏み出してやったらどうかというご意見だと思います。この他いかが、どうぞ伊原木知事。

【伊原木知事】 私もぜひ、どんどんいろいろやってみればいいのかと思っています。特に、おかしいなと思って戻れることについてはどんどんやって、後戻りが効かないものについては、じっくり考える必要があると思うんですけれども、いろいろやってみればいいと思います。そのうちの1つといたしまして、この報告書の3ページ～4ページにございます広域防災について1つ提案がございます。鳥取県さんと島根県さんの間で危機管理防災担当職員の人事交流をされると伺っているわけなんですけど、これは素晴らしいことだと思っております。今、カウンターパート制度で岡山県は鳥取県の危機のときは駆けつける立場、岡山県が厳しいときには広島県に助けていただく立場にあるわけですけれども、いざというときに鳥取県さんに知り合いが誰もいないということになったら、なかなか役に立たない。我々も広島県に助けていただくときにお互い初めから、あなた誰と言ってるようでは大変です。ぜひ、日頃から人事交流をしておけば、いざというときにあそこには誰と誰がいてということになっていいのではないかと思います。ぜひ、ご検討いただければと思います。

【平井会長】 お互いの連携を進めるために人事交流もしっかり、特に防災の観点で役に立つのではないかとご指摘でございました。山本知事いかがですか、ご意見はございませんか。特にないですか。はい。それでは、だいたい意見、方向性は揃っていると思います。ツートラックでやろうと、今難しいのは政権交代後で参議院選挙の前でありますから大胆にまだ踏み出してきてるわけでは多分ない。今から地方分権については検討が進むと思います。それで、また国の方でそれに絡んだ税財政の問題につきましても財政フレームの提示が6月に入るとあると思いますし、6月5日には国・地方協議の場がセットされるということで今報道も始まったところであり

まして、まだまだこれから、分権に伴う権限移譲がどのように行われるかは未確定だと思います。ですから、今日の段階では報告のありましたこの広域連合の検討については、引き続きそうした国の検討状況を横睨みしながらやっていくという点で5県、今日は一致したのではないかと思います。

あともう1つは、今、湯崎知事や伊原木知事からもお話がございましたが、体制をですね、じゃあ広域連携はいいことだというお話がございまして、産業振興ももっとやれるんじゃないかという溝口知事のお話もございましたが、そういう連携可能な領域というものをいっそう推進して後戻りができないところ以外はどんどん前へ進めていくというようなことが必要だと思います。それで、従来ちょっとこれ別々にやっていますけども、広域連携はそれぞれの県が資料5のように幹事県も決めてやったりしてきておりますが、もう少しプラットフォームをお互いの間でこの知事会のあと、考えてみるという手もあるのかなと思います。広域連携機構とか、あるいは何らか、カンファレンスみたいなそんなようなイメージで正式な広域連合という法的組織となると、なかなか調整が難しいところがあるかもしれませんが、その前の段階で後戻りができるようなお互いのプラットフォームというのを、鳥取県としても汗をかいても結構でございますので、各県にご協力いただいてやってみるという趣旨かなと思いましたが、どうぞ。

【溝口知事】 広域連携を進めるときの場合、そのテーマとして、例えば防災の関連では島根原発に絡みましてね、万が一のときに避難の体制については島根県この近隣の4県にお世話になるということで、事実上この広域連携的なことが進んだわけですね。これもまだ十分に整わないところがありましてね、要援護者ですね、病院にいる人、そうした病院間でどういうふうにするかとか、それから介護施設にいる人、あるいはこれ自宅療養そういうことになりますと国がちゃんとしたメカニズムを作りませんとね、なかなか5県だけではできないんですね。そういうことを国に要請しておりますけども、今度はそれと逆に最近南海トラフの地震の問題、津波の問題が大きな課題になっておりますけども、以前に仮にそういう場合にどうやって連携するかという一様な非常にラフな枠組みみたいなのを作りましたね。そういうものもあのレベルよりもっと厳しい事態を想定して、いろんな準備をしていかなきゃいかんじゃないか、あるいは勉強していかなきゃいかんじゃないかという気がしますから広域連携の中で、そうした防災のテーマなんかを各県の企画担当者レベルで、まず、いろんな議論をしていただくということも大事な課題になっているんじゃないかと思っておりますので、その点も1つお考えいただけたらよろしいのではないのでしょうか。

【平井会長】 南海トラフにつきましては、今週、政府の方でも1つのモデルが示されまして、我々はたぶん四国に助けに行く方だと思います。それで5県でまとまって助けに行くこともあれば1県1県でのカウンターパートで助けに行くこともあると思いますが、いずれにせよコーディネートしながら進めなきゃならない。そんな意味で防災はいいテーマだと思います。特に原発の課題もありますので、さっきのお話のちょっと趣旨を今の私がまとめたような感じでもいいのか。

【湯崎知事】 そうですね、どういうこの進め方がいいのかというのを少し議論する必要があるかもしれませんが、今、例えば広域連携検討会というのは、それぞれ担当県を決めて今のようなかたちで年に2回事務報告をもらっているようなかたちになっていますけれども、この辺をもう少しですね、この加速していくとか、そのためには少し知事レベルのコミットメントというの必要なんでないかなという話もありまして、そういう広域連合自体いわゆる法的な広域連合自体というのはちょっと様子を見ていくという必要がありますけれども、そうではないレベルでより実態的にできることを具体化していくという意味で、例えば検討のレベルを少し上げていくとか、あるいはこの検討の頻度を上げていくとかですね、そういうちょっと枠組みを一新したようなかたちで機能を強化をしていくとですね、進め方というのが分かりやすいし、各県の事務方のコミットメントも引き出しやすいんじゃないかなというような印象を持っております。

【平井会長】 分かりました。あと山本知事。

【山本知事】 南海トラフに起因する地震災害に関連して、平井知事さんが今おっしゃいましたように鳥取県、島根県、それに山口県はどういう役割を担うべきかということをおらかじめ平時からきちんと吟味しておく必要があると思うんです。漠として今おっしゃったように、太平洋岸の諸県に対していろいろやらなきゃいかんことがあるということは分かっているんですが、一番肝心のそのとき私たちが相手にする災害というのは、どういう災害なのか、どこまで考えて想定して取組んでいかなければならないのか。そういう課題こそ中国5県で、国のイニシアティブももちろんありますけれども、きちんと理解しておく。具体的には糸魚川の構造線については、それより西側については基本的に大きな地震、まして大きな津波はない地域なんだということが確認できればそれが一番いいです。ですから北米プレートとユーラシアプレートが横にずれている日本海の北側は実は糸魚川より西とは状況は違うんだということを中国5県できちんと確認しておいてですね、その前提を基に各県が何ができるかということをもっと少し深く掘り下げて準備をするというような実践的な取組みが特に中国5県については大事なんじゃないかと思っておりますので、そういう研究も含めてぜひ取組みたいと思いますのでご提案させていただきます。

【溝口知事】 そういう意味で、湯崎さんが言われたですね、この検討の枠組みのような話とテーマのような話とありますから、今までやってきております企画グループですか、そこで少し議論してもらって、あるいは防災の関係者なんか場合によって入れたりして、少しどういうふうにするか検討してもらったらどうでしょうね。

【平井会長】 それでは、だいたい議論が出てきて方向性が見えてきたと思います。このように少しまとめをさせていただきたいと思いますが、皆さんの方で関心があるのは防災が大きいと思います。それで原子力安全対策とか、あるいは広域援助だとか、あるいは日本海側はまだ津波のメカニズムがはっきりしないわけですね。それで北米プレートとユーラシアプレートがぶつかる

あたり、佐渡の方から西側まだ断層構造が十分解明されていない。ですからどのような状況かということを探求することも1つの県だけでやれる問題でもない。そんなことも入れて考えれば広域的な防災はもっと緊密にやっていく必要があるということの共通認識があったと思います。そのために、組織を考える必要があると思います。それで同様に観光では先程、東南アジアが大事だというお話が出たりしておりまして、従来も取り組んでいることがありますし、ですから今回皆さんの方から意見・提案があった災害時の公衆衛生チームの派遣とか、いろいろ広域で連携してやっていくようなそういうタマがもう既に我々磨き始めているということだと思います。

ただ、これ道州制の議論が片方で始まってくるとも考えれば加速していかなければいけないというのが湯崎知事の議論だと思います。これもたぶん皆さんあまり異論がないところだと思いますので、加速させるために中国地方広域連携機構的な何かそうした検討フレーム、プラットフォームをこれからお互いの企画部局を中心として早急に話をさせていただき、それぞれの知事にご相談をさせていただきながらお互いにコンセンサスを作って次の知事会、今度松江、島根県である知事会くらいまでに、これから広域連携の組織の在り方と言いますか、進め方、重点項目の在り方この辺をよく詰めていくということをお願いしたい集約できるかなと思っています。そのようなことで、どうぞ。

【湯崎知事】 ちょっとご参考の情報提供というかですね、今この瀬戸内の7県で瀬戸内のプロモーションの推進をしているというのはご承知のとおりだと思いますけれども、今般7県知事が集まるかたちで推進連合というのを作りまして、そこに事務局というか、事務方をおいてやっているんですが、その趣旨というのはかなり共同事業的なものをやるので、例えば予算の調整だとかですね、つまり1県だけが予算を出さないとかっていうことになるのと、とても運用が難しくなるので、そういうかたちでトップレベルの措置も含めて進めていきたいと思いますというかたちになっているんですね。それで、例えばこの防災にしてもあるいはドクターヘリにしても、あるいはそれこそ原子力発電所の避難に関しても、これは市町も入ってきますけども、やはり予算措置的なものも念頭において具体化していくということに、いずれなっていくんではないかと思うんですが、こういうときに、そういった推進連合を作っておくと、議会を含めて円滑に流れやすいということがこれまでのような経験でありますので、それと同じものということではありませんけれども、何かそんなイメージのことがあるのではないかとということをご参考として申し上げます。

【平井会長】 おっしゃるようにやっぱり時代はスピード感が求められていますので、我々5人は権限のあるものの集まりですし、先程、山本知事がおっしゃったように国が主導すべき分もあるけども、地方がリーダーシップを取るべき分もあるということで一応していますので、ある程度レベルを上げて我々のコミットメントで解決できるような組織を考えていきたいということにしたいと思っています。よろしく願い申し上げます。

それでは次に、意見交換に議論を進めさせていただきたいと思います。7つ今日意見交換テーマを用意してございます。それぞれにつきまして順次説明し、そして議論をいただくということ

で進めたいと思います。まず1点目、真の地方分権改革の推進についてでございます。これにつきましては、私ども鳥取県の方から提案をさせていただいたわけでありまして、資料7の意見交換項目クリップを外していただきまして、まず1枚目が鳥取県提案のものでございます。主旨としては、先般来ご議論がございますとおり、いろんな地方の取り巻く状況の変化がある中で、早急な分権型国家への転換がそのキーイシューであるというふうに認識をしているところであります。スピード感をもってこうした改革を進めていく必要があるということでございます。

その中で、道州制につきましては基本法案の早期制定に向けた議論が行われて、議員提案による国会提出の調整が行われているという状況であります。これについては国、地方の役割分担、正直申し上げて中央政府の解体的な出直しも必要だと思っております。あるいは市町村レベルの再編も視野に入ってくるを得ないような改革になるかと思うんですが、そうしたところも含めて地方の意見を十分にくみ取りながら制度設計を行う必要があると。ただ、なかなかまだ情報が国民の間で十分に議論できている状況ではないことでございますので、それを喚起していくことが必要ではないかということでございます。この道州制の下りは相当各県間で事前に丁丁発止のやり取りがございまして、このように取りまとめを今日の段階でさせていただいたところでございます。

それを裏返していただきまして、その他のことでございますが、全国一律の基準や制度では解決が困難なので、地域に元気が出るように地方分権改革の原点に戻って道筋立ててやるべきだということをお願いしようということでございます。この地方分権改革とよく似た内容でこの後具体的に伊原木知事の方のご提案もございまして、総合的なところについて皆さまの方でご意見ご質問でございますでしょうか。はい、どうぞ。

【湯崎知事】 共同アピールにつきましては、今、おまとめいただいているかたちで私の方も賛成でございます。ありがとうございます。それで、昨日も知事会の委員会の方で少し議論になったんですけども、今、私どもが懸念しておりますのは、この分権に関しては自民党でも議論されておりますし、政府の方でもいろんな場で議論されておりますし、経済財政諮問会議でも議論されているということでもあります。それで、その中でどうも見え隠れするのが、特にこの道州制の議論であったり、分権の議論の中で、1つは行財政改革という意味合いが非常に強くて、いかに財政支出をカットするかという観点が1つです。それからもう1つは、どうもこの国と地方というなんか別のものがあって、国は頑張っているんだけど地方は疲弊しているかわいそうだね、それを何とかしなきゃいけないねというような、そんな考えがちらちらと裏にあることがあります。これ、実は正直申し上げて、経済財政諮問会議の民間委員なんかと議論してもそういう考えなんかちらちらと見えるような印象を持っているんです。それで、そういう意味ではやはりこの地方分権というものがなぜ重要なのかというようなことをしっかり我々、この地方から言っていかなければいけないと思っておりますし、それは何かというとやはり国というのは地方で構成されたものであって、地方が元気になると国、イコール国の元気であるということであるということと、そのためにやはり地方分権を進めていく必要があるんだということです。これをしっかりアピールする必要があると思います。

それで、自民党の道州制基本法案についてもやはりそういうこの思想が見え隠れしておりますので、これは知事会全体の課題でもありますけれども、そういったこの中央から変える地方分権的な考えについては、ぜひ改めていくと。それで、この基本法案についていつ提出されるかということが1つあるんですけれども、それまでにやはり我々として直すべきところは直していただいて、それから、基本法案にあるような国民会議で議論を出していくというようなことが必要なのではないかなと思っておりまして、そういう意味で、この中知で議論するというよりは全国知事会議での議論になるかもしれませんけれども、そこを少し私としては表明しておきたいというか、申し上げておきたいと思っております。

【平井会長】 ありがとうございます。その他いかがでございましょうか。それではこのアピール自体は原案のとおり採択をさせていただきたいと思います。湯崎知事がおっしゃった点については、昨日の特別委員会で今後の方向性の話し合いがありまして、次は7月の1日にきちんとした議論をしよう。それで、参議院選挙の前にやはり道州制の議論が誤った方向に行かないように、その辺の声を知事会としても挙げていこうというようなまとまった動きを今、模索をしているわけでありまして。

また、知事会全体でも山田会長と上田委員長連名で、これは働きかけをしたところでございまして、そのとき出したアピールでは中央省庁について整理合理化としか言っていない。そういうものを解体したり、あるいは地方出先機関をなくすということがないといけないのではないかと、市町村が都道府県の事務移譲に耐えられるかどうか、その広域再編が必要になってくるのではないかと、そういったところを目隠しせずに議論すべきではないかというようなアピールを出されています。恐らく今の湯崎知事のご議論もそうでありまして、我々5人同じような考え方ではないかと思っております。今回のこのアピールを採択をして、しっかりと道州制の議論、大切な議論でありますので、国民的な議論として行われるように我々としても声を挙げることにさせていただきますと思います。

では、この1点目と関連をしまして、次に2点目の地方税財源の充実について、これは、岡山県の伊原木知事からご提案がございましたので、ご説明いただきたいと思っております。

【伊原木知事】 はい。ありがとうございます。先程の資料の次の資料、地方税財源の充実について、この資料をご覧くださいと思います。この地方分権の進展に伴い、地方の役割が増大する中、地方側はこれまで血のにじむような行財政改革に取り組んでまいりました。岡山県もその一つでございます。地方財政は経費全般について徹底した節減、合理化に努めてもお依然として大幅な財源不足が生じるような状況にありまして、社会保障関係費の自然増や公債費の高い水準での推移などにより、将来の財政運営が圧迫されることが懸念されるなど、地方財政制度の構造的な問題は未だ解消されておられません。給与関係経費については、本年7月から国家公務員と同様の給与削減を前提として、一方的に地方交付税を削減したことは極めて遺憾であります。確かに、地方給与削減額とほぼ同額で防災・減災事業費が計上されましたが、地方公務員の給与は公平・中立な視点を踏まえつつ、議会や住民の意思に基づき地方が自主的に決定すべきもので

あります。

また、国が、地方交付税を手段として地方公務員の給与削減を実質的に強制することは、地方の自主性や地方の固有財源という地方交付税の性格を否定するものであります。さらに国における給与減額支給措置期間中のラスパイレス指数の水準、いわば瞬間風速的なもののみをもって国と地方の基本水準を比較することは、不適切極まりないものと言わざるを得ないと考えております。こうした状況を踏まえ、真に地方分権時代にふさわしい税財政制度を確立するため、次の事項について強く要請するものでございます。ここに順々に書いてございます。(1) 骨太の方針について、地方の財政需要の増加や景気の低迷による財源不足を踏まえたものとする。(2)は、交付税の増額や臨財債による措置の解消により、必要な地方一般財源総額を安定的に確保すること。また、臨財債や補正予算債の元利償還金の約束分について交付税財源を別枠で加算すること。(3)、ここ大事なところなんですけれども、これまで国に先んじて独自の給与カットや大幅な職員削減を断行してきており、今後の地方公務員給与の取り扱いについては国と地方の協議の場において十分な協議を行うこと、併せて今回のような地方への強制的な措置は二度と行わないこと。なお、都道府県は早くから独自の給与カットに取り組み、職員数も国の6倍以上を削減しているところであり、我々知事が一致団結して戦略的に対処していく必要があると考えております。(4)、(5)は書いてあるとおりでございます。

また、地球温暖化対策のための税ですとか、自動車取得税についても十分考慮をしていただきたいと考えております。続きまして、社会保障と税の一体改革についてでございますが、(1) 国と地方の協議の場において真摯に議論し、国民が将来を託し得る持続可能な社会保障制度を確立すること、(2) も書いてあるとおりでございます。(3)は地方消費税引き上げに伴う関連の問題についてきちんと対処すること。(4)番は地方消費税の充実と併せて地方法人課税のあり方の見直しに当たっては、偏在性が小さく安定的な地方税体系が構築できるよう幅広い検討を行うことなどについて求めています。説明は以上です。

【平井会長】 ありがとうございます。この点につきまして、ご意見とかご質問とかいかがでございましょうか。どうぞ、溝口知事。

【溝口知事】 地方団体が抱える地方税財源のこの問題につきまして、主要な点を網羅的に整理をされたアピールになっていまして、全体として賛成であります。特にこの財政力の弱い地方団体にとりましては、交付税の確保というのは大変大事なわけですけども、近年は臨財債が非常に増えておって、純粋な交付税が減ってもそちらが増えるので合わせるとなんか減らないようなことになっておりますし、今後もそういうふうが増えていきますとやはり交付税のネットの額が減る可能性が高いわけでありまして、そういう意味でそうした財源対策債の元利償還費を除いて交付税相当を確保する。この点は常に言っているところでもありますけれども、強く申し上げていく必要があるというふうに思います。

それから、給与の問題、国の措置に準じて地方も給与の減額をしてほしいという国の要請がありました。これは不適切な要請でありまして、いろいろ知事会あるいは我々も送り出して申し上げ

げてきているわけでありませけれども、このようなかたちで国が押し付けるというやり方は適当でないので、やはり国・地方、国全体の行政、車の両輪として支え合っているわけですから、よく協議の場は国が作るところ言っていますから、そういうところでよく議論をしてやる必要があると、考えていく必要があるということでもあります。

それから、この消費税に関連して医療機関の非課税取引の問題でありますとか、低所得者対策等、この消費税が導入される場合にはきちんと国でやらなきゃいかんわけにありますから、そういったことについて強くアピールを共同して国に働きかけていきたいというふうに思います。

【平井会長】 ありがとうございます。おっしゃるように臨財債がやはり変な意味で将来負担を増やすことになっておりまして、これを除きながら地方交付税というのを確保していかなければならないということでもありますとか、給与の問題やあるいは、どうぞ、では山本知事お願いします。

【山本知事】 地方財政のことですが、法律できちんと財政当局に総務省もきちんと縛っているにもかかわらず法律が守られていないと、そこに一番の問題があると思ひまして、法律を守っていないことについて口を拭いておいて、ただ、地財措置についてああしてほしい、こうしてほしいと言っているのではいつまでたっても事を正すことはできないと私は思います。従って、中国5県の知事会として正面から財務当局が予算係の地財と話し合っ違法の取り扱いをやっていると。これは、実は究極の地方分権ということで道州制基本法を現在の内閣が提案するかも、かもしれませんが、その際にはきちんと法律の規定を守っていくと、予算係も総務省もきちんと守っていくんだという、最後の砦ですね、これをやっぱり堅持してほしいということを知事会としては言うべきだと思います。やはり臨時財政債も要するにあるのは当たり前だと予算係は思っていますけども、違法なことが当たり前だと思っていますけども、当たり前であっちゃいかんので、ぜひそっちに乗せてやってほしいと、僕たちはそれを要求するという態度でやっていくべきだという意見です。

【平井会長】 はい、分かりました。どうぞ。

【湯崎知事】 皆さんから今の国の動きに対して大きな懸念を表明されていらっしゃると思いますけれども、私も全く同感でございます、財政当局関係者と意見交換をする機会がありますと、今、1兆円ぐらい不当に交付税が積み増されているというような認識が表明されたりとか、あるいは自民党の公約になりますけど、地方と国を通じて1.5兆円人件費をカットするという話もありまして、人件費そのものについては国の方も臨時でやっているものでありますから、それがどうかたちになっていくかは別として、いずれにしてもアベノミクスの第4の矢が財政健全化というふうに言われていることもあり、そういうことを総合的に考えますと、来年度についても地方の財源カットを狙ってくるというのは、これはもう間違いのないことだろうと。

去年の給与カットについては、最終的にはいろんなことを、最初は東北地方支援だったんです

が、いつの間にか防災対策になって、防災対策も債券を発行してやってくださいというようになって、何の裏付けも目的もなく、結局一番切りやすい給与をというところまで言ってきたという経緯もありますので、やはり手を変え品を変え、攻撃されるのではないかなというふうに思っています。そういう意味ではこれは相当に我々気合いを入れて戦っていかなければいけないんじゃないかなとますます感じています。それで、アピール案の資料のパッケージの一番最後に資料をつけさせていただいていますけども、これ、各県同じような状況だと思いますが、広島県の歳出構造を見てもみると、1ページ目に、広島県の歳出構造がありますが、平成24年度が一般財源ベースで6,656億円、実はこれのほとんどは支出をほぼ義務付けられているものなんですね。それが約9割、86%を占めておりまして、我々が自由にできるお金というのは1割ぐらいしかないというのが実態であります。

それでその1割というのは、政策的経費が815億円あるんですけども、これの中から、広島県は公共事業の一般財源部分であるとか、あるいは私学振興、高校に対する振興ですね、こういったものを支出しておりまして、そういう意味では本当に我々が自由にしているお金というのは非常に少ない。それでこれまで広島県はこういった資金を捻出するために給与の総額を削減してきているわけですけども、2ページの方にありますが、平成10年度から比べますと年間ベースで約600億円の削減を進めております。逆に言うところの600億円がないと、今の我々の自由になっている815億円というのは、これはいろんな交付税の計算とかは別でストレートには対応はもちろんしていませんけれども、かなり厳しいものである。逆に言うと、国は今般の歳出カットを給与のカットに託けて言われましたけれども、広島県で70億、80億ぐらいの規模なんですけど、この国から義務付けているような、特に歳出側ですね、見直しは全くなしに一方向的にカットしろというのは、これはまさにこの地方が何とか辛うじて一生懸命捻出してやってる事業をですね、しわ寄せをしなさいと言ってるのに等しいわけでありまして、それが結局一番給与にしわ寄せが、もう急にやれと言われるとそこしかないから、もうそうせざるを得ないというような状況に追い込んでやってるといふことだというふうに我々は捉えております。

その後ろのページは、職員の削減であるとか、公共事業について公債費がそうは言っても大きいじゃないかと言われるんですけども、それも元々で言えば過去の景気対策の依頼を受けて我々の県債を一生懸命発行してやってきたという側面もかなり大きいものでございます。こういう地方財政の現状なのであるが、地方財政は緩いんじゃないかという、安易な誤ったプロパガンダを財政当局がかなり流してしまっていて、そうではないということを我々は相当各方面にインプットしていかないと、いろんな人が意思決定に関わってくるとは思いますけれども、あるいはまた押し込められてしまう恐れがあると危機感を持っております。そういう意味ではぜひ、今、広島県では、これを当県選出の国会議員にもちゃんと理解はしてもらおうということをやっているんですけども、やはり国会でもやっぱりそういった議論がされるように努力を各県でもしなきゃいけないと思いますし、知事会全体でもこれは取組んでいくということが必要かなと、各県だけではやはり力は足りないものですから、しっかりと地方財政は緩い、カットできるという、あるいは不当に地方交付税は多くなっているみたいな、こういう意見を封じ込めていかないといけないんじゃないかなと思っています。

【平井会長】 湯崎知事から精細なレポートをいただきました。おそらくこれほどこの県も同じ状況があって我々も国会での議論を促していかなければならないと思います。

アピールについてでありますけれども、山本知事から強くその法律違反であるというお話が出されて、これは先程の溝口知事の管理財産のお話とも合致をするところでもあります。これ、どうしますかね、今、伊原木知事の方で原案を作っていただきましたが、もし必要であれば1の(2)のところかなと思いますが、法定税率の引き上げによる交付税の増額や、地方の借金増大につながる臨時財政対策債による措置の解消等により、必要な地方一般財源総額を安定的に確保することというのが多分ここに関連するんですね。少しここに今の溝口知事やあるいは山本知事の強い憤りの趣旨を向ける必要があるかもしれませんね。例えば法律に違反して臨時財政対策債を発行することが常態化しているけれども、本来地方交付税の引き上げが法定されていると。法律違反の状態を解消して法定税率の引き上げによる交付税の増額であるとか、こんなふうにとちょっと今の趣旨を入れてみた方がいいですかね。

【山本知事】 ちょっと陳情がありますんですが。要するに地方財政を荷負いながら、あるいはこうしてくれ、努力をしてくれと言ってる場合じゃ、打開の窓口が開けないと思うんです。ですから、私が皆さんにお話ししたいのは、道州制は国や統治機構を変えるという話であります。それで地財のいろんな法律規定は全て統治機構そのものです、地方まで含めると。そのことをきちんと謳ってですね、僕たちはこれから後退する考えはない。だから違法な財政のやりとりはやめろということを明確に言うべきだと私は思うんです。明確に言って、答える人はおそらく財務省も地財の予算係にも含めていないと思います。それをきちんと、バックボーンをはっきりして初めて、私たちは本来の言うところに立って主張すべきことを主張できるという考えでございます。ぜひご賛同いただきたいと思います。

【平井会長】 分かりました。皆さん特に異論はないところだと思いますので、では、ちょっと事務局の方でさっきのようなアピールの中で修正をしたり、それからせつかくこの中国地方、安倍総理を初め政府の要人もおられますので、我々の憤りを届けていったりですね、作ってまいりたいと思います。次のアピール関係でございますが3点目、日本再生に向けた地域経済活性化のための基盤整備について、各県からご意見が出ましたが山口県の方で最終的にとりまとめいただきました。山本知事の方から趣旨のご説明をいただければありがたいと思います。

【山本知事】 前回の会合でも申し上げたかと思いますがけれども、実は小泉内閣以降、公共事業には「無駄な」という形容詞がついております。いや、公共事業いろいろあって、有効な意味のある公共事業と無駄な公共事業があるというご主張もあると思います。ですけれども、小泉内閣のときは公共事業自体がすべて無駄だという考え方で政権運営されていたと思います。私は今県内でも明確に申し上げておりますけれども、実は公共事業こそ日本列島の国土条件を前提とすればどうしても不可欠の公の事業だと考えております。もうプレートテクトニクスを持ち出すま

でもなく、日本列島は海のプレートから押しまくられて、脊梁山脈できているんですけども。結果として平らなところは自然体ではないんです。台風とか風雪が脊梁山脈を雨で流して沖積平野こそ平らなところなんです。ですからもう自然災害にさらされている地域なんです、平らなところは。ですから、そうであってみれば必ず国土保全のための公共事業をやらなければ大変なことが起きるといってございませう。

ちょっとしつこいことを申し上げて申し訳なかつたんですが、戦争中満州事変以降 15 年間国土保全がまったくできなかつた期間があつたんですが、この結果、日本の国土保全は完全に遅れまして終戦直後、雨が降る度に 1,000 人以上の被害者を出してきました。約 10 年間ですね。ですから、実は小泉改革から、小泉内閣からもう 15 年が経とうとしております。もしこのまま置いておいたら日本の国土保全が大変なことになるといふ認識です。ですから無駄な公共事業を日本再生に向けて取組むということよりは一次産業から三次産業まできちんとした殖産興業を進めるためにやるべき基盤整備をやるという姿勢が一番このテーマに関連しては大事だと思います。そういう考え方で、奇しくも昨年末に安倍内閣が復活しましたんで、その下でしっかりこの思想に立って本来の公共事業に取組んで産業再生を前に進めていくと、そのための産業基盤って言いますか、産業条件というものを改善していくという仕事に取組んでいくべきだと思います。

もちろん正面は瀬戸内の素材産業を取り上げておりますけれども、基本的に向かう方向は一次産業から三次産業まで、観光力の再生も含めて取組んでいきたいと思ひます。非常に取組むことについていろいろなご意見があるので厳しいんですけども、これを今申し上げたような姿勢で明確に、なぜ取組んでいくかということをも明確にしながらしっかりやっていきたいと思ひております。

【平井会長】 ありがとうございます。おっしゃるようによはりインフラストラクチャーを整えることがすべての産業、あるいは私たちの生活になくてはならないものでありまして、その趣旨をアピールしようというものでございませう。高速道路、またその料金、さらに高速鉄道網、地域高規格道路や港湾、こうした諸テーマにつきまして今回はアピールということとございませう。どうぞ、伊原木知事。

【伊原木知事】 はい。この点について私の方からもつけ加えさせていただきます。無駄な公共事業があるかないかというのは、ちょっと哲学論争になります。私は特に申し上げませうけれども、ただ、せつかく造つたものを無駄にしてしまうということは十分あり得ることとございませう。例えば、瀬戸大橋、もう技術の粋をかけて 1 兆円以上の事業費をかけて造つたわけでありませうけれども、渡るのものすごい料金がかかるということで、想定していたよりも全然車が通らないということになったら、もっと極端なことを言えば、その料金が今の 10 倍であつて、ほとんど車が通らないということになったら、全くの無駄にしてしまうわけでありませう。造ることが無駄だったかどうかは別として、無駄にしてしまうわけとございませう。あるものを如何に活かすかというのは、私は民間にいたときからずっと考えてきたこととございませう、ぜひ瀬戸大橋の料金については、使える料金にして、あるものを十分活かすこと、これは全体にとって非常に大事なこ

とだと私は信じております。

また、例えば水島港につきましても、これは国際バルク戦略港湾に指定されているわけですが、あるものをいかに上手く使っていかという観点できちんと考えていきたい、国に申入れしていただきたいと思っています。それで言えば、岡山米子線を、早期に4車線化すること、今、今日も来るとき、ちょっと渋滞したところがあったんです。やはり随分違ってくるわけですよ。このあるものをいかに活かしていくかという観点で、無駄だと言われない公共事業、もしくは、既にあるインフラを活かしていきたいと思っておりますのでよろしく申し上げます。

【平井会長】 ありがとうございます。その他、ございますでしょうか。どうぞ、湯崎知事。

【湯崎知事】 一言だけ補足でございます。本県としては3点あると思っております、まずは第1プライオリティとしては、ミッシングリンクの解消というようなのはやはり中国地方を挙げて、解消していかなければいけないというふうに思っております。それで、まず、いの一に上げていくというのは、これは非常に重要なと思っております。それから2点目は、伊原木知事のご発言にもありましたように、本四架橋の料金について今議論されておるところでありますけれども、これは国とのこれまで約束ということもあり、具体的な施策方針を早急に取りまとめ確実に実施をしていただきたいと思っております。それで3点目は、バルク港湾の件でありまして、これもしっかりと、バルク港湾については水島、福山、徳山下松、宇部というふうに指定をされておりますけれども、水島は2つ、鉄鉱石と穀物で指定されているんですが、今のこの新しい港湾法に基づく特定貨物輸入拠点港湾として指定をされるということが必要だと思っております。以上3点です。

【平井会長】 ありがとうございます。溝口知事、お願いします。

【溝口知事】 すでに説明があったとおりで、よく整理をされておりますので、これで結構でございます。

【平井会長】 ありがとうございます。そういうことで全て今のご意見もここに盛り込まれているわけございまして、ぜひ中国知事会として一致して必要な基盤整備をやっていく、これを国に求めてまいりたいと思います。アピールを原案どおり採択いたします。

次に地域農林水産業の振興について議題とさせていただきたいと思えます。これは溝口知事の方からご提案をいただいておりますのでご説明をお願いします。

【溝口知事】 国におきましては、農林水産業をめぐる環境、大きな変革期にあつて、農林水産業振興を強力に進めていこうということで、攻めの農林水産業をこれから展開していくということになっております。このうち、需要サイド、あるいは供給のサイド、そして生産の現場でどういう対策を打つかということ、政府が検討されておりますけれども、私どもの関心は特に生産

の現場の強化ということですが、現状では農林水産業の多面的機能を評価した日本型直接支払い制度、そして人・形態に着目した経営所得の安定化を図るためにも担い手総合支援を軸に既存の制度を見直していくとか、作っていかうということになっておりますが、中国地方におきましては中山間地域と、あるいは離島といった条件不立地域があるわけでありまして、そういう不立地域に対しましては、これまでもいろんな配慮がなされておりますけれども、新制度においてもそういう配慮は必要であるということでもあります。

要点だけ申し上げますと、日本型直接支払いの制度設計につきまして、集落や地域が一体となって取組む活用の支援を継続する必要があると、そしてまた既存の制度の支援の水準をベースにした新制度の設計が必要であると、そして広く新制度に参加できる要件を柔軟にする。あるいは地元の事務負担がかかりますけれども、それを軽減する必要があるということが1点。2点目は、担い手の総合支援について、制度設計を地域が必要とするこの担い手をよく柔軟に設定をして、担い手が安心して将来ビジネスを描くことができる、そしてまた経営所得を安定化する、そういう制度にしてもらいたいということでもあります。そういったことを切に訴えていかうというアピールであります。

【平井会長】 はい、ありがとうございます。溝口知事の方から非常にタイムリーなご提案をいただきました。TPPの交渉参加7月という話もある中で、政府としても新しい農業育成の展開を図ろうということになっております。その具体案につきましてですね、現場感覚を含めたものにしてもらいたいと、こういうアピールでございますが、ご質問やご意見ございますでしょうか。特になければこれは、特に異論がないと思っておりますので、原案どおり力強く中山間地域を含めた農業が立ちいくようにまとめてまいりたいと思っております。

次に5点目の意見交換でございますが、住民の平穏な生活を乱す米軍機の飛行訓練への対策について、提案県の広島県湯崎知事からお願いします。

【湯崎知事】 それでは簡単に提案の趣旨とポイントをご説明させていただきます。中国地方におきましては米軍機の飛行訓練によって、さまざまな実害、ガラスが割れるであるとか、あるいは土蔵が倒壊するといったようなことが発生しているところでありますが、今年の4月に米軍機の訓練におきます空域使用につきまして、実は防衛省と米軍の事前調整があったというような内容も明らかになっております。オスプレイにつきましても、平成25年3月に岩国基地を利用したといった飛行訓練等が、その訓練内容の詳細内容が明らかにされないまま使用されたということもございます。オスプレイについては、まだ住民の安全性への懸念は払しょくされていないというような状況ではないかと思っております。

そういった状況を踏まえまして、住民の安心・安全を守るという観点から我々中国地方知事会として、しっかりとものを申していけないといけないのかなというふうに考えているところでございます。それで、具体的には、4点について実行的な措置を求めていきたいと考えているわけですが、1点目の住民の平穏な生活を乱す飛行訓練云々ということにつきましては、まず国の責任において、その測定器の設置など実態把握を実施をしてほしいということ。また、調査

によってデータが客観的に得られるわけですが、これをあるいは住民からの苦情、あるいは我々からの、地方公共団体からの要請をアメリカに具体的に通報して、訓練内容を改善するというのをしっかり求めたいと思います。2点目3点目といたしましては、飛行訓練を行うに当たっての訓練の事前通知、それから日米合同委員会の合意をしっかりと守ってほしいと、これは以前から申し上げていることでございますけれども、この点でございます。そして最後4点目といたしまして、オスプレイについてでありますけれども、この事故再発防止のための安全対策について、これは関係自治体や地域の住民が納得できるように国の責任において、十分に説明をしてほしいということと、飛行訓練についてできるだけ詳細な計画内容の説明をしてほしいということでございます。

【平井会長】 今、ご意見がございましたとおり、いろいろと地域としても取り組まなければならない課題でございます。この点につきまして、皆さまのご意見ご質問、伊原木知事お願いします。

【伊原木知事】 趣旨はまったく賛同させていただきます。ただ1つだけ、私、先日、実は岡山県にある2つの駐屯地に行って、岡山県の知事として非常に異例のことだそうなんですけれども、視察激励に伺わせていただきました。私、本当に日本を防衛してくださっている自衛隊に対して、非常に日頃から感謝をしているわけでありましてけれども、同様の思いは、実は在日米軍に対しても持っているわけでございます。日本が守られているそのことについて自衛隊に対する、もしくは在日米軍に対する感謝がベースにあっての要望にしたいと私は個人的に思っております。

【平井会長】 はい、ありがとうございます。その他いかがでございますでしょうか。どうぞ、溝口知事。

【溝口知事】 島根県もですね、中山間地域、山間地域においてこの騒音の被害が生じていますね、広島県、岡山県、鳥取県そして山口県もありますけれども共通した課題であります。こういうことをよく伝えていくということは大事でございますが、この中に、この訓練もすぐに、なかなか飛行高度を上げたりしても訓練が止まない状況、そういうものに対する騒音の対策なんかも基地周辺では既にやっていますけれども、訓練地域においてもそういうことを検討しなきゃいかんこともありますから、そういうことも入れた内容にした方がいいんじゃないかと思っておりますので、ガラスが壊れたりというのがありますね、その他、住民に過度の不安を与えるような訓練は当然止めるように求めていかなければいけないと思っておりますけれども、それに加えてそうしたのも、防音対策ですね、それも入れておいた方がいいんじゃないかなというふうに思います。あとでまたそういう案をお示しいただければと思います。

【平井会長】 今、溝口知事の方から新しい提案がございましたけれども、項目の上で1番の(1)ぐらいに加えるかどうかということかなと思っておりますが、国の責任において騒音測定器を設置する

など実態把握を実施するというのと併せて、住民、その周辺、地域の防音対策など、はい。

【湯崎知事】 この点につきましては、いろいろ議論がありまして、これは溝口知事のおっしゃるとおりだと思うんですけども、防音対策を講じるということは、逆にその騒音の対策を講じるからには、それは認めなさいということにもなりかねないとか、空港周辺の防音対策というのは、その音が出るということを前提に、でもそれを許容範囲内に抑えるために防音対策を講じるということになっておりますので、その訓練地域においても防音工事をするということは、その騒音を認めるということになりかねないことかなというのを実は我々は懸念をしております。それで、そういう意味ではまずこの騒音測定をしっかりとした上で、やはり許容以上の騒音があるということをしっかりとやはり申し述べて、それについてやはりまず、そういう騒音を起こすような飛行は止めろということが第1ステップではないかなというふうに正直考えております。

それで、その上で、いやいや訓練について云々というようにいろいろな議論がおそらく起きるんだと思うんですけども、その次のステップとして、その防音措置をしてもらうと、こういうことが出てくるのかなと我々は考えているところです。これについてはまた少し議論する必要があるかもしれません。

【平井会長】 重ねて溝口知事お願いします。

【溝口知事】 措置等、等とこういうことがありますからね、そこでそれが入っているという理解ならそれで構いませんけれども。この交渉の仕方の問題とも関連しますでしょうかからね、そういう理解でいたしましょうかね。

【平井会長】 はい、それではじゃあこのアピールの中で、そうした、もし明記はしていないけれども当然騒音を起こすような飛行は止めさせるというのがまず第一であって、何らか被害と言いますか、騒音対策が必要な場合には、それも当然求めていくという趣旨でこのアピールを出すと、こういうような理解でいくと。それでよろしゅうございますね。文言的にはこれでいいですか。はい。それでは原案どおりとさせていただきますが、溝口知事の方からご提起がございました実際上の課題ですね、これも認識した上で採択とさせていただきますと思います。

次にPM2.5による大気汚染への対応について、これもアピールの案が出てございます。提案者は溝口知事でございますので、溝口知事からご指導お願いしたいと思います。

【溝口知事】 PM2.5につきましては、各地でいろんな問題が出ておって、観測器の設置とか、いろんなことが進んでおりますけれども、各県、各市の観測だけでは不十分でもあると、地域全体としてですね、どういう状況かと判断するためには、広域的に観測結果をどう教えるか、その上で適切な指示等を国が出すということが必要でありまして、そういうことを国によくやってもらいたいということで、1点目は国民へのきめ細かな情報提供ということでありまして、2点目は注意喚起の正確性を向上させるために、広域的な判断に基づき国が処理自体をしっかりとやって

もらいたいと、こういう理由であります。

【平井会長】 これも中国大陸に近い中国地方にとりまして、深刻な課題でございます。問題提起がございました。いかがでございましょうか。特になければこれも原案どおり採択とさせていただきます。国に対して、大気汚染問題をしっかりと求めてまいりたいと思います。

それでは意見項目、明示的な項目としては最後の項目になりますが、スギ花粉症対策につきまして、これは伊原木知事の方からまず提案趣旨をご説明いただきたいと思います。

【伊原木知事】 これは私わがままを言って入れさせていただいたものなんですけれども、私、スギ花粉症は、なった人が運が悪いというものではないんだと思うんです。国民の5人に1人、2割がスギ花粉症になっており大変つらいですし、仕事の能率も落ちています。私、スギ花粉症がもとで起きる交通事故、死亡事故も必ずあると思っています。そういう点で本当に大事だと思っているスギ花粉症なんですけれども、ほとんどこれまで何にも対策が取られていない。それで、その点、安倍総理が議長を務められている総合科学技術会議において、スギ花粉症がテーマとして取り上げられたことは本当にありがたく思っています。平成29年に1,000万本の少花粉スギの苗木を供給するという方針が盛り込まれております。お手元の配布資料にございますけれども、岡山県が花粉の発生源対策として、平成20年2月に少花粉スギ・ヒノキ普及推進プランを作成し、現在、少花粉スギの苗木の供給体制を進めております。来年5,000本、29年度には1万4,000本の苗木を供給できる見込みでございます。いろいろ対策を施しているわけでありまして、いざれにしましてもスギ花粉は、県境に構わず飛来いたしますので、ぜひとも中国5県でご協力をいただいて、この中国5県もしくは偏西風のことを考えると兵庫県ですとか、大阪の方にもご迷惑をかけているかもしれません。そういった花粉症の皆さんが、快適な春を過ごせるようにしていきたい。これはもうどうやったって長い時間がかかります。ただ、どこかで第1歩を踏み出さなければ、10年後にもどうしようもないということになってしまいますので、ぜひ考えていただきますようよろしくお願いいたします。

【平井会長】 この点につきまして皆さまの方で、ご意見ご質問いただければなと思います。おっしゃるように広域的に取り組むべき課題、特に県境付近などを中心にスギがたくさん植わっていますので、お互いに共同して防波堤を作っていかなければ、このスギ花粉の飛来は止まないということになります。いかがでございましょうか。ご意見なりご質問なり。これはそれでは共同してやっていくような連携のテーマとして考えたら、どうですか。

【伊原木知事】 ぜひ考えていただいて、特にお願いしたいのが、今あるものをバサバサ切ってくれとか、そういうことではございません。ただ、今切って、それから植え替えているときに従来型の花粉をいっぱい出す品種を新たに植えると、その解決が40年後、50年後になりますので、今から植える分についてだけでも、もう品種改良はできているわけですから、従来種の100分の1以下の花粉しか出さない新しいタイプのスギに変えることをぜひ真剣にご検討いただきたいと

思います。

【平井会長】 はい。鳥取県でも実はこういう低花粉のスギを植えるために種苗開発とか、接ぎ木の手法の開発とかしておりますが、なかなか難しいのは、生態系の問題があるので、どこでもかしこでも同じものを植えるというのは、法制で禁止されているところがありまして、ある程度こうエリアの中で、つまり近隣だけでこう協調してやっていくということが制度的にも必要などころがございます。貴重なご提案だと思いますので、これも広域連携のテーマの1つとして考えていくことでよろしゅうございますかね。特に異論はないようでございますので、採用させていただきたいと思います。

以上で用意した7項目の意見交換が終わりました。その他の項目に入る前に、今お手元に先程溝口知事、それから山本知事から強くご提起がございました臨財債の問題、これを正していくということを強く主張すべきであるということに即した修正の案をお配りいたしました。1の(2)でございますが、地方財政法に違反して、臨時財政対策債により財源不足を埋める措置が常態化しているが、本来は地方交付税の引き上げにより正すことが法定されているのであり、現在の地方財政措置は法律違反であると言わざるを得ない。法律により早期に法定税率の引き上げによる交付税の増額を行い、地方の借金増大につながる臨時財政対策債による措置を解消し、必要な地方一般財源総額を安定的に確保すると、このように明記をするようなかたちに、修正の案を作らせていただきました。この点いかがでございますか。どうぞ、山本知事。

【山本知事】 明確に法律違反だというふうに言えるかどうか、少し吟味する必要はあるかもしれない。ただ、要請はなぜ阻却されているのかということ、地財の措置で総務省は納得している、これを流用しているということで要請が阻却されているんだと私は思います。その部分はまず確認をしていただいて、そういうことであれば総務省、あるいは全国知事会とともにこの理念を追求していくことになりますので、その辺を確認した上で、アピール出したいと。

【平井会長】 そうであれば、山本知事、この例えば3行目のところですね、赤文字の、本来は交付税率の引き上げを正すことは法定されているで、まるを打ってしまってですね、その後ただちにその次の行に移って、法律により早期に法定税率の引き上げということにつなげてみれば、法律違反かどうかというのは明示せずに、本来の法律の手続きって、これ従来から我々も主張していますが、法定税率引き上げだと、そういう案ではいかがですかね。

【山本知事】 本来であれば違法の話をおね、総務省が納得しているからということで、地財の整理としてね、やられることについて、どこまで追及していくかなんですね。

【溝口知事】 整理としては、法律違反的などころがあるわけですけども、国家の手続きとしては交付税法変えますからね、毎年。だから、こういう文章で法律違反的で地財の方の主旨に反しているというようなことならいいと思いますけど、文言として「法律違反」と言うのが容易なら

ざることなので、そこはちょっと事務的に見てもらったらどうでしょう。1行目もありますし、3行目もありますから。

【平井会長】 そうですね、1行目の地方財政法の主旨とは異なり、ぐらいいですね。1行目は地方財政法の主旨とは異なり、ぐらいにして、臨時財政対策債云々で常態化している。そして交付税率の引き上げに関することは法定されているで、もう切っちゃって、それで法律違反という言葉は取らずに、その後すぐに法律に則り、早期に法定税率の引き上げになると、あまり従来の我々の主張と変わらないんですけども、ただ憤りが少し増えると。

では、それでちょっとアピール修正させていただきまして、後程記者の皆さんに配布をさせていただき、国に対して働きかけをしたいと思えます。ご協力ありがとうございます。それでは最後、その他の項目として事務局からまずご説明あればお願いします。

【田中事務局】 はい、それでは1点ほどお願いしたいと思います。1枚もので資料の8というものを配りしております。ふるさとテレビの8周年記念シンポジウム、そのパネルディスカッションのテーマということで案をお示ししております。これを、東京にございますNPO法人のふるさとテレビさん等と共同実施ということで、シンポジウムをということを検討しております。そのタイトル、それから主な内容ということでお配りのような内容でご承知いただけるのかどうかということを少しご検討いただけたらなというふうに思えます。よろしく思います。

【平井会長】 はい。資料の8にございますように、これはこれから内容はまたお互いに話し合っ詰めていけばいいと思えますが、ふるさとテレビのシンポジウムに共同で5人して参加をするということでございます。いかがですかね。内容はちょっとつまんないかもしれませんので、もう少し面白く、要は5県の宣伝と言いますか、中国地方の宣伝でしょうから、いろいろちょっと知恵を巡らしてみても考えてみたらどうかと思えます。例えば、山陰対山陽の対決とかですね。

【伊原木知事】 山口県はどっちですか。

【平井会長】 そうですね、山本知事が行司役でどっちも必要だと、そのような落ちでやってもいいですけど、何かね、もう少し注目されるような、せっかくテレビやインターネットを使った宣伝の場でございますので、ちょっとまた内容は練りながらやっていきたいと思えます。その他いかがでございましょうか。どんなことでも結構でございます、せっかくの機会でございますので。

【山本知事】 ふるさとテレビは毎日プログラム流しているんですか。

【平井会長】 これは毎日ですかね。

【田中局長】 これはですね、毎日ということではないんですけども、こういうシンポジウムやったところをまたネットで流すとかたちで録画をして流すといったようなかたちでやっておられるようです。

【山本知事】 いつもふるさとテレビって書いてあって。

【田中局長】 何カ所か拠点施設、流すところを持っておられるようですので、そういうところで繰り返しという部分もあるいはあろうかなというふうに。

【平井会長】 農林省系の団体が中心となって結構会員になっておられまして、それに関係省庁、総務省なんかが入っているということがありますが、そうしたところで共同して必要なアピールする場所であったかなということがございます。またご協力いただきまして、中国地方のアピールを東京に流されてと、やってまいりたいと思います。

その他もしご提起ないようでありましたら、本日の議事は全て終えさせていただきたいと思えます。この後また経済会それから県議会と共同した会議が次々と予定をされておりますが、またここで話し合いましたことも大きな成果として報告をしながらやっていきたいと思えます。いろいろアピールも出ましたし、これからの分権の方向性について実りのある協議がなされたと思えます。また広域連合につきましてはツートラック、ひとつにはこの広域連合の検討を続ける傍らで実行あるですね、リーダーシップ、特にトップのコミットメントのあるような、そういう中国地方広域連携機構とも言うべき組織をこれから並行して立ち上げていこうと、その中で広域防災など連携テーマを加速度的に進めていこうと、このような方針が確認できました。皆さんのご協力を持ちまして、実り多い内容となりましたことを心から感謝を申し上げたいと思えます。本日はどうもありがとうございました。それでは事務局から今後の予定についてなど、報告をいたします。

【田中事務局】 はい。皆さま大変ご苦勞さまでございました。この後、1階の中庭の方で5県知事さまで記念撮影をしたいというふうに思えます。事務局の方で誘導しますので、よろしく対応をお願いしたいと思います。そしてその後3時半から舞鶴というこのフロアと同じ別室で中国地域発展推進会議を開催いたしますので、よろしく願いいたします。また、本年度第2回の中国地方知事会議につきましては、この11月に島根県さまの方で開催をする予定でございますので、お伝えを申し上げたいと思えます。それでは以上でございます。ありがとうございました。

【平井知事】 どうもありがとうございました。